

○桑名市建築審査会条例

平成17年 3月23日

条例第14号

改正 平成22年 6月25日 条例第23号

平成26年 7月 1日 条例第65号

平成28年 3月24日 条例第16号

平成31年 3月25日 条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第83条の規定に基づき、桑名市建築審査会（以下「審査会」という。）の組織、議事その他審査会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員7人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

(会長及び副会長)

第4条 審査会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときに、会長が招集する。

(1) 法の規定により同意を求められたとき。

(2) 法の規定により審査請求があったとき。

(3) 市長から諮問があったとき。

(4) 委員の半数以上から、審査会に付議する事件を示して、招集の請求があったとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、会長が必要と認めたとき。

2 会長は、審査会を開催する日の3日前までに、会議の日時、場所及び付議する事件を示して、委員に通知しなければならない。ただし、会長が緊急やむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(会議)

第6条 会長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、都市整備部都市整備課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例の施行後、最初に開かれる会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成22年6月25日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年7月1日条例第65号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年 3 月24日 条例第16号）
（施行期日）

1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）

2 この条例の施行の際現に在任する委員の任期は、改正後の桑名市建築審査会条例第 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年 3 月25日 条例第17号）
この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。